

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第8条第6項
許可等の種類	漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可
法令の定め	漁業法 第8条第6項 漁業権行使規則又は入漁権行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければその効力を生じない。
審査基準	漁業権行使規則策定上の留意事項
標準処理期間	総期間 20日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 0日・丹 協議機関 0日・丹 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第8条第7項
許認可等の種類	漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更・廃止の認可
法令の定め	漁業法 第8条第7項 第3項から第5項までの規定は特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止について、前項の規は漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止について準用する。
審査基準	漁業権行使規則策定上の留意事項
標準処理期間	総期間 20日・丹(注:休日は含まない。) 経由機関 0日・丹 協議機関 0日・丹 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
申問い合わせ先	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第10条
許認可等の種類	漁業の免許
法令の定め	漁業法 第10条 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。
審査基準	事案ごとの裁量が大きく、申請の内容等により個別の判断が必要であり、審査基準を設定することが困難であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 53日・丹(注:休日は含まない。 経由機関 10日・丹((総合)振興局経由) 協議機関 日・月( ) 処分機関 43日・丹(水産林務部水産局漁業管理課許認可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・28-416)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第14条第4項
許認可等の種類	特定区画漁業権(継続)の共有請求の認可
法令の定め	漁業法 第14条第4項 第2項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であった者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第26条第1項の規定は、適用しない。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月((総合)振興局経由) 協議機関 日・月( ) 処分機関 日・月(水産林務部水産局漁業管理課許認可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-416)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第14条第7項
許認可等の種類	特定区画漁業権（新規）の共有請求の認可
法令の定め	漁業法 第14条第7項 第2項ただし書及び第3項から第5項までの規定は、前項の区画漁業権の免許について準用する。この場合において、第3項及び第4項中「当該漁業を営む者」とあるのは、「1年に90日以上沿岸漁業を営む者」と読み替えるものとする。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（（総合）振興局経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（水産林務部水産局漁業管理課許可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ）
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-416）
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-416）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第14条第10項
許認可等の種類	共同漁業権の共有請求の認可
法令の定め	漁業法 第14条第10項 第3項から第5項までの規定は、共同漁業に準用する。この場合において、第3項及び第4項中「地元地区」とあるのは、「関係地区」と、「当該漁業を営む者」とあるのは、「1年に90日以上沿岸漁業を営む者」読み替えるものとする。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（（総合）振興局経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（水産林務部水産局漁業管理課許可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ）
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-416）
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-416）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第22条第1項
許認可等の種類	漁業権の分割又は変更の免許
法令の定め	漁業法 第22条第1項 漁業権を分割し、又は変更をしようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。
審査基準	事案ごとの裁量が大きく、申請の内容等により個別の判断が必要であり、審査基準を設定することが困難であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 53日・丹(注:休日は含まない。 経由機関 10日・丹((総合)振興局経由) 協議機関 日・月( ) 処分機関 43日・丹(水産林務部水産局漁業管理課許可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・28-416)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第24条第2項
許認可等の種類	定置漁業権等を目的とする抵当権設定の認可
法令の定め	漁業法 第24条第2項 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
審査基準	処分先例が無く、当面申請が見込まれないものであり、具体的な判断基準を定めるための検討資料が皆無のため、申請があった場合に検討することが適当と判断されることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 43日・丹(注:休日は含まない。) 経由機関 10日・丹((総合)振興局経由) 協議機関 日・月( ) 処分機関 33日・丹(水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ・許認可グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・28-416)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・28-416)
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第26条第1項
許認可等の種類	定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可
法令の定め	漁業法 第26条第1項 漁業権は、相続又は法人の合併による場合を除き、移転の目的となることができない。ただし、定置漁業権及び区画漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合又は第27条第2項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りではない。
審査基準	事案ごとの裁量が大きく、申請の内容等により個別の判断が必要であり、審査基準を設定することが困難であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 43日・丹(注:休日は含まない。 経由機関 10日・丹((総合)振興局経由) 協議機関 日・月( ) 処分機関 33日・丹(水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ・許認可グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・28-416)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第1項
許認可等の種類	休業中の漁業の許可
法令の定め	漁業法 第36条第1項 前条の休業期間中は、第14条第1項に規定する適格性を有する者は、第9条の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。
審査基準	事案ごとの裁量が大きく、申請の内容等により個別の判断が必要であり、審査基準を設定することが困難であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 43日・丹(注:休日は含まない。) 経由機関 10日・丹((総合)振興局経由) 協議機関 日・月( ) 処分機関 33日・丹(水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ、許認可グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・28-416)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:内線28-376・28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第36条第4項
許認可等の種類	漁業権停止中の漁業の許可
法令の定め	漁業法 第36条第4項 前三項の規定は、第39条第2項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経路機関 日・月 ((総合) 振興局経由) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 (水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ、許認可グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第66条第1項
許認可等の種類	漁業の許可 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、
法令の定め	漁業法 第66条第1項 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業又は小型さけ・ます流し網漁業を営もうとする者は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 1. 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 2. その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 3. 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 1. 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 2. 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 別添「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 28日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 18日・丹（（総合）振興局経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 10日・丹（水産林務部水産局漁業管理課許認可グループ）
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372）
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372）
備考	

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第 66 条第 1 項
許可等の種類	漁業の許可 漁業法第 66 条第 1 項に基づく次の漁業のうち取扱方針を定めていない漁業 ・小型さけ・ます流し網漁業 ・中型まき網漁業 ・小型機船底びき網漁業(手繰第 3 種漁業及び打瀬漁業を除く)
法令の定め	漁業法 第 66 条第 1 項 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業又は小型さけ・ます流し網漁業を営もうとする者は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	○ 北海道海面漁業調整規則 第 21 条(許可等をしない場合) 第 1 項 知事は、次の各号の 1 に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 1. 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 2. その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 3. 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 1. 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 2. 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。
標準処理期間	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため設定しない
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線 28-372) 国際漁業グループ(電話番号:内線 28-425)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線 28-372) 国際漁業グループ(電話番号:内線 28-425)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第66条第1項
許可等の種類	漁業の許可 小型さけ・ます流し網漁業
法令の定め	漁業法 第66条第1項 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業又は小型さけ・ます流し網漁業を営もうとする者は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 1. 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 2. その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 3. 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 1. 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 2. 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 別添「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 33日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 18日・丹（（総合）振興局経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 15日・丹（知事（水産林務部水産局漁業管理課国際漁業グループ））
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 国際漁業グループ（電話番号：内線28-425）
申請先	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 国際漁業グループ（電話番号：内線28-425）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第66条第1項
許可等の種類	漁業の許可(小型機船底びき網漁業、手繰第3種漁業) ※ 海面の場合に限る。
法令の定め	漁業法 第66条第1項 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業、又は小型さけ・ます流し網漁業を営もうとする者は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	(1) 北海道海面漁業調整規則第21条(許可等をしない場合) 第1項 知事は次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 1、申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 2、その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る恐れがあるとき。 3、漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しない者とする。 1、漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること 2、前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至る恐れがあること。 (2) 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹(注: 休日は含まない。 経由機関 0日・丹 協議機関 0日・丹 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
申問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第66条第1項
許認可等の種類	漁業の許可(小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業)) ※ 内水面の場合に限る。
法令の定め	漁業法 第66条第1項 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業、又は小型さけ・ます流し網漁業を営もうとする者は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	① 北海道内水面漁業調整規則 (許可をしない場合) 第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可をしない。 (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。 ② 小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業「貝けた網漁業」)の許可に関する取扱方針
標準処理期間	総期間 20日・丹(注: 休日は含まない。 経由機関 0日・丹 協議機関 0日・丹 処分機関 20日・丹
処分担当課	留萌振興局産業振興部水産課 オホーツク総合振興局産業振興部水産課
申請先等	留萌振興局産業振興部水産課 オホーツク総合振興局産業振興部水産課
申問い合わせ先	留萌振興局産業振興部水産課 オホーツク総合振興局産業振興部水産課
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第120条
許認可等の種類	他人の土地の使用等の許可
法令の定め	漁業法 第120条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、左に掲げる目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することができる。この場合において、都道府県知事は、当該土地、立木竹又は土石につき所有権その他の権利を有する者にその旨を通知し、且つ、公告するものとする。 －以下の各号省略－
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（（総合）振興局経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（水産林務部水産局漁業管理課許可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ）
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・28-415）
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376・28-415）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第121条
許認可等の種類	他人の土地に立ち入って漁業を営む許可
法令の定め	漁業法 第121条 漁業者は、必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない他人の土地に立ち入って漁業を営むことができる。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経路機関 日・月 ((総合) 振興局経由) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 (水産林務部水産局漁業管理課許可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・28-415)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・28-415)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第122条
許認可等の種類	漁業に関する測量等のため他人の土地への立入等の許可
法令の定め	漁業法 第122条 漁業に関する測量、実地調査又は前二条の目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去することができる。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ((総合) 振興局経由) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 (水産林務部水産局漁業管理課許可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・28-415)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・28-415)
備考	

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第124条第1項
許認可等の種類	土地又は土地の定着物の使用権設定に係る協議の認可
法令の定め	<p>漁業法 第124条第1項</p> <p>漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁舎その他漁業上の施設として利用することが必要且つ適当であって他のものをもって代えることが著しく困難であるときは、都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利の設定に関する協議を求めることができる。</p>
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。蓄積から検討することが適当と判断されることから、設定していない。
標準処理期間	<p>総期間 日・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（（総合）振興局経由）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（水産林務部水産局漁業管理課許可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ）</p>
処分担当課	<p>水産林務部水産局漁業管理課</p> <p>許認可グループ（電話番号：内線28-372）</p> <p>サケマス・遊漁内水面グループ</p> <p>（電話番号：内線28-376・28-415）</p>
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
問い合わせ先	<p>水産林務部水産局漁業管理課</p> <p>許認可グループ（電話番号：内線28-372）</p> <p>サケマス・遊漁内水面グループ</p> <p>（電話番号：内線28-376・28-415）</p>
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第124条第4項
許認可等の種類	使用権設定の協議に係る土地の形質変更等の許可
法令の定め	漁業法 第124条第4項 前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、第1項の協議がととのうまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす虞がない場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは収去することができない。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ((総合) 振興局経由) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 (水産林務部水産局漁業管理課許可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号：内線28-376・28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第129条第1項
許認可等の種類	遊漁規則設定の認可
法令の定め	漁業法第129条第1項 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕について制限しようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	申請の内容等により個別の判断が必要であり、一般的な審査基準を定めることが不相当であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 53日・丹(注:休日は含まない。 経由機関 10日・丹((総合)振興局経由) 協議機関 日・月( ) 処分機関 43日・丹(水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ)
処分担当課 申請先等	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:内線28-416) (総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先 備考	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:内線28-416)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第129条第3項
許認可等の種類	遊漁規則変更の認可
法令の定め	漁業法第129条第3項 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	申請の内容等により個別の判断が必要であり、一般的な審査基準を定めることが不相当であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 53日・丹(注:休日は含まない。 経由機関 10日・丹((総合)振興局経由) 協議機関 日・月( ) 処分機関 43日・丹(水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ)
処分担当課 申請先等	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:内線28-416) (総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先 備考	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:内線28-416)

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第 4 条第 1 項
許認可等の種類	動力漁船の建造、改造の許可
法令の定め	漁船法第 4 条第 1 項 船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船（長さ 10 メートル未満のものを除く。以下この章において同じ。）を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第 1 号又は第 3 号に該当する場合にあっては農林水産大臣の許可を受け、その動力漁船が第 2 号又は第 4 号に該当する場合にあってはその主たる根拠地（改造の場合にあっては、その改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。  以下各号省略
審査基準	「動力漁船の性能の基準（昭和 57 年 7 月 6 日告示第 1091 号）」のとおりとする。
標準処理期間	総 期 間 20 日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20 日・丹（（総合）振興局産業振興部水産課）
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備 考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第4条第1項
許認可等の種類	動力漁船以外の船舶の転用の許可
法令の定め	漁船法第4条第1項 船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船（長さ10メートル未満のものを除く。以下この章において同じ。）を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第1号又は第3号に該当する場合にあっては農林水産大臣の許可を受け、その動力漁船が第2号又は第4号に該当する場合にあってはその主たる根拠地（改造の場合にあっては、その改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。  以下各号省略
審査基準	「動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日告示第1091号）」のとおりとする。
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹（（総合）振興局産業振興部水産課）
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第4条第6項
許認可等の種類	許可事項変更の許可
法令の定め	漁船法第4条第6項 第1項又は第2項の許可を受けた者は、その許可に係る建造、改造又は転用について第3項第3号から第8号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、その変更につき、その許可をした行政庁の許可を受けなければならない。
審査基準	「動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日告示第1091号）」のとおりとする。
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹（（総合）振興局産業振興部水産課）
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第6条第2項
許認可等の種類	建造等をすべき期間の延長の許可
法令の定め	漁船法第6条第2項 農林水産大臣又は都道府県知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、第4条第1項又は第2項の許可を受けた者の申請により、前項第1号から第3号までの期間を延長することができる。
審査基準	「漁船建造等許可の期間延長について（平成6年10月1日6-3063号水産庁海洋漁業部通達）」を準用する。
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹（（総合）振興局産業振興部水産課）
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第8条
許認可等の種類	工事完成後の認定
法令の定め	漁船法第8条 第4条の規定により建造又は改造の許可を受けた者は、その許可に係る動力漁船がしゅん工し、又は改造工事が完成したときは、当該漁船につき、同条第3項第3号から第8号までに掲げる事項に係る許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて、農林水産省令又は都道府県規則の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、計画総トン数5トン未満の動力漁船については、この限りでない。
審査基準	「農林水産大臣が行う漁船の認定実施要領（平成12年3月28日12水管第698号水産庁長官通達）」に関する審査基準を準用する。
標準処理期間	総期間 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（（総合）振興局産業振興部水産課）
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第10条
許認可等の種類	漁船の登録
法令の定め	漁船法第10条 漁船（総トン数1トン未満の無動力漁船を除く。）は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない。 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項について記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。  以下省略
審査基準	「北海道漁船法施行細則（昭和26年6月6日規則第98号）」、「小型漁船登録に係る必要書類について（平成11年6月23日資管第136号）」及び「漁船登録における漁業種類の分類等について（37水生第2137号水産庁長官通達）」のとおりとする。
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹（（総合）振興局産業振興部水産（林務）課）
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第13条
許認可等の種類	登録票の検認
法令の定め	漁船法第13条 前条第1項又は第17条第3項の規定により登録票の交付を受けた者は、その交付の日から5年を経過したときは、農林水産省令の定めるところにより、その登録をした漁船及び登録票につき当該都道府県知事の検認を受けなければならない。検認の日から5年を経過したときもまた同様とする。
審査基準	「漁船登録検認基準について(14水管第281号水産庁長官通達)」のとおりとする。
標準処理期間	総期間 日・月(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 日・月((総合)振興局産業振興部水産(林務)課)
処分担当課	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第17条第1項
許認可等の種類	登録事項変更の登録
法令の定め	漁船法第17条第1項 第10条第1項の登録を受けた漁船の所有者は、その漁船について同条第2項第1号から第4号まで及び第8号から第12号までに掲げる事項について変更が生じたときは、その変更の生じた日（第2項の場合にあっては同項の通知を受けた日）から2週間以内に、その変更の理由を付してその登録をした都道府県知事に対し変更の登録を申請しなければならない。
審査基準	「漁船の登録（第10条）」に関する審査基準に準ずる。
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹（（総合）振興局産業振興部水産（林務）課）
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ア、オ、シ、チ、ツ、ニ及びヌ
許可等の種類	漁業の許可 かに固定式刺し網漁業、すけとうだら固定式刺し網漁業、すけとうだらはえ縄漁業、かにかご漁業、えびかご漁業、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものについては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業については当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものについては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 1. 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 2. その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 3. 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 1. 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 2. 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 別添「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 28日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 18日・丹（（総合）振興局経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 10日・丹（水産林務部水産局漁業管理課許認可グループ）
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372）
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372）
備考	



(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ケ、コ、サ、ソ、ニ及びヌ
許認可等の種類	漁業の許可 さんま棒受け網漁業、さんま流し網漁業、はえ縄漁業、いか釣り漁業、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 1. 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 2. その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 3. 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 1. 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 2. 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 別添「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 58日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 38日・丹（関係都府県経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹（水産林務部水産局漁業管理課許認可グループ）
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372）
申請先等	関係都府県
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号サ
許可等の種類	漁業の許可 はえ縄漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものについては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業については当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものについては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 1. 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 2. その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 3. 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 1. 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 2. 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 別添「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 33日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 18日・丹（（総合）振興局経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 15日・丹（知事（水産林務部水産局漁業管理課国際漁業グループ））
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 国際漁業グループ（電話番号：内線28-425）
申請先	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 国際漁業グループ（電話番号：内線28-425）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ス
許可等の種類	漁業の許可 小型さけ・ますはえ縄漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものについては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業については当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものについては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 1. 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 2. その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 3. 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 1. 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 2. 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 33日・丹（注：休日は含まない。） 経路機関 18日・丹（（総合）振興局経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 15日・丹（水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ、国際漁業グループ）
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ（電話番号：内線28-376） 国際漁業グループ（電話番号：内線28-425）
申請先	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ（電話番号：内線28-376） 国際漁業グループ（電話番号：内線28-425）
備考	

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条
許認可等	漁業の許可 北海道海面漁業調整規則第5条に基づく漁業のうち取扱方針を定めていない漁業
の種類 法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	○ 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 1. 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 2. その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 3. 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 1. 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 2. 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。
標準処理期間	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため設定しない
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376）
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課 関係都府県
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ （電話番号：内線28-376）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第14条
許認可等の種類	許可の内容の変更許可(各漁業)
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第14条 漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可の内容について変更しようとするときは、別記第5号様式による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。 2 前項の場合には、第6条第6項及び第12条の規定を準用する。
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	別紙のとおり
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:内線28-376) 国際漁業グループ(電話番号:内線28-425)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産課 関係都府県
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:内線28-376) 国際漁業グループ(電話番号:内線28-425)
備考	

(別 紙)

審査基準及び標準処理期間（海面漁業調整規則第14条・本庁処分）

漁業の許可の種類	審査基準
漁業法第66条第1項並びに海面漁業調整規則第5条第2号ア、オ、ケ、コ、サ、シ、ス、ソ、チ、ツ、ニ及びヌ	<p>① 北海道海面漁業調整規則 （許可等をしない場合）</p> <p>第21条 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。</p> <p>(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。</p> <p>(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。</p> <p>(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。</p> <p>注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。（第22条）</p> <p>(1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。</p> <p>(2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。</p> <p>② 「漁業の許可等に関する取扱方針」</p>
漁業法第66条第1項及び海面漁業調整規則第5条のうち取扱方針を定めていない漁業	<p>○ 北海道海面漁業調整規則 （許可等をしない場合）</p> <p>第21条 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。</p> <p>(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。</p> <p>(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。</p> <p>(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。</p> <p>注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。（第22条）</p> <p>(1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。</p> <p>(2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。</p>

漁業の許可の種類	標準処理期間
漁業法第66条第1項並びに海面漁業調整規則第5条第2号サ及びス	<p>総 期 間 33日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 18日・丹（（総合）振興局経由）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 15日・丹（水産林務部水産局漁業管理課国際漁業グループ）</p>
海面漁業調整規則第5条第2号ア、オ、シ、チ、ツ、ニ及びヌ	<p>総 期 間 28日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 18日・丹（（総合）振興局経由）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 10日・丹（水産林務部水産局漁業管理課許可グループ）</p>
海面漁業調整規則第5条第2号ケ、コ、サ、ソ、ニ及びヌ （関係都府県経由）	<p>総 期 間 58日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 38日・丹（関係都府県経由）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 20日・丹（水産林務部水産局漁業管理課許可グループ）</p>
漁業法第66条第1項及び海面漁業調整規則第5条のうち取扱方針を定めていない漁業	<p>あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため設定しない</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第19条
許認可等の種類	起業の認可又は起業の変更認可(各漁業)
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第19条 漁業の許可を受けようとする者であつて、現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき、知事の認可を受けることができる。 －以下の各項省略－
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	別紙のとおり
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:内線28-376) 国際漁業グループ(電話番号:内線28-425)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産課 関係都府県
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ(電話番号:内線28-372) サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:内線28-376) 国際漁業グループ(電話番号:内線28-425)
備考	

(別 紙)

審査基準及び標準処理期間（海面漁業調整規則第19条・本庁処分）

漁業の許可の種類	審 査 基 準
漁業法第66条第1項並びに海面漁業調整規則第5条第2号ア、オ、ケ、コ、サ、シ、ス、ソ、チ、ツ、ニ及びヌ	<p>① 北海道海面漁業調整規則 （許可等をしない場合）</p> <p>第21条 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。</p> <p>(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。</p> <p>(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。</p> <p>(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。</p> <p>注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。（第22条）</p> <p>(1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。</p> <p>(2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。</p> <p>② 「漁業の許可等に関する取扱方針」</p>
漁業法第66条第1項及び海面漁業調整規則第5条のうち取扱方針を定めていない漁業	<p>○ 北海道海面漁業調整規則 （許可等をしない場合）</p> <p>第21条 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。</p> <p>(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。</p> <p>(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。</p> <p>(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。</p> <p>注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。（第22条）</p> <p>(1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。</p> <p>(2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。</p>

漁業の許可の種類	標 準 処 理 期 間
漁業法第66条第1項並びに海面漁業調整規則第5条第2号サ及びス	<p>総 期 間 33日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 18日・丹（（総合）振興局経由）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 15日・丹（水産林務部水産局漁業管理課国際漁業グループ）</p>
海面漁業調整規則第5条第2号ア、オ、シ、チ、ツ、ニ及びヌ	<p>総 期 間 28日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 18日・丹（（総合）振興局経由）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 10日・丹（水産林務部水産局漁業管理課許可グループ）</p>
海面漁業調整規則第5条第2号ケ、コ、サ、ソ、ニ及びヌ （関係都府県経由）	<p>総 期 間 58日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 38日・丹（関係都府県経由）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 20日・丹（水産林務部水産局漁業管理課許可グループ）</p>
漁業法第66条第1項及び海面漁業調整規則第5条のうち取扱方針を定めていない漁業	<p>あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため設定しない</p>



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第1号
許可等 の種類	漁業の許可 たこ漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号イ
許可等の種類	漁業の許可 ほっけ固定式刺し網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ウ
許可等 の種類	漁業の許可 めぬけ固定式刺し網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号エ
許可等の種類	漁業の許可 にしん固定式刺し網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号オ
許可等の種類	漁業の許可 すけとうだら固定式刺し網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号カ
許可等の種類	漁業の許可 たら固定式刺し網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号キ
許可等の種類	漁業の許可 かれい固定式刺し網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ク
許可等の種類	漁業の許可 きちじ固定式刺し網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ケ
許可等の種類	漁業の許可 さんま棒受け網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号コ
許可等の種類	漁業の許可 さんま流し網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号サ
許可等の種類	漁業の許可 はえ縄漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号シ
許可等 の種類	漁業の許可 すけとうだらはえ縄漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号セ
許可等の種類	漁業の許可 きちじはえ縄漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ソ
許可等の種類	漁業の許可 いか釣り漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものについては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業については当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものについては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号タ
許可等の種類	漁業の許可 機船船びき漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号テ
許可等 の種類	漁業の許可 つぶかご漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ト
許可等 の種類	漁業の許可 かご漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ヌ
許可等 の種類	漁業の許可 小型まき網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ネ
許可等 の種類	漁業の許可 こぎびき網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号ノ
許可等の種類	漁業の許可 火光を利用する敷き網漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条第2号フ
許可等の種類	漁業の許可 潜水器漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	① 北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第5条
許認可等の種類	漁業の許可 北海道海面漁業調整規則第5条に基づく漁業のうち、取扱方針を定めていない漁業
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第5条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第2号アからフまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに第2号アからエまで、カからクまで、チからトまで、ヒ及びフに規定するものにあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
審査基準	北海道海面漁業調整規則 第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1)申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2)その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3)漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 (注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。 (1)漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2)前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。
標準処理期間	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため設定しない。
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第14条
許可等 の種類	許可の内容の変更許可
法令の定め	北海道海面漁業調整規則第14条 漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可の内容について変更しようとするときは、別記第5号様式による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	別紙のとおり
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別紙)

審査基準及び標準処理期間（海面漁業調整規則第14条・局処分）

漁業の許可の種類	審査基準
漁業法第66条第1項並びに海面漁業調整規則第5条第1号及び第2号イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ、ト、ヌ、ネ、ノ及びフ	① 北海道海面漁業調整規則 （許可等をしない場合） 第21条 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。(第22条) (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
海面漁業調整規則第5条のうち取扱方針を定めていない漁業	○ 北海道海面漁業調整規則 （許可等をしない場合） 第21条 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。(第22条) (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

漁業の許可の種類	標準処理期間
漁業法第66条第1項並びに海面漁業調整規則第5条第1号及び第2号イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ、ト、ヌ、ネ、ノ及びフ	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 日・月
海面漁業調整規則第5条のうち取扱方針を定めていない漁業	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため設定しない

(別表1)



申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第19条
許認可等の種類	起業の認可又は起業の認可の変更認可（各漁業）
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第19条 漁業の許可を受けようとする者であつて、現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を有する漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき、知事の認可を受けることができる。 -以下の各項省略-
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	別紙のとおり
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別紙)

審査基準及び標準処理期間（海面漁業調整規則第19条・局処分）

漁業の許可の種類	審査基準
漁業法第66条第1項並びに海面漁業調整規則第5条第1号及び第2号イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ、ト、ヌ、ネ、ノ及びフ	① 北海道海面漁業調整規則 （許可等をしない場合） 第21条 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。(第22条) (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。 ② 「漁業の許可等に関する取扱方針」
海面漁業調整規則第5条のうち取扱方針を定めていない漁業	○ 北海道海面漁業調整規則 （許可等をしない場合） 第21条 知事は、次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 注) 適格性を有する者とは、次のいずれにも該当しないものとする。(第22条) (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。 (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

漁業の許可の種類	標準処理期間
漁業法第66条第1項並びに海面漁業調整規則第5条第1号及び第2号イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ、ト、ヌ、ネ、ノ及びフ	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 日・月
海面漁業調整規則第5条のうち取扱方針を定めていない漁業	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため設定しない

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第32条の2
許可等の種類	操業の制限～漁業の承認（さけ・ますを除く）
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第32条の2 別表第2の2に掲げる区域においては、漁業を営んではならない。 ただし、船舶ごとに知事の承認を受けて営む場合は、この限りでない。 (注) 別表第2の2 北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線、次の各号の点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の歯舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域を除いた水域（点1～22は省略）
審査基準	1 北海道海面漁業調整規則第21条（許可等をしない場合） 第1項 知事は次の各号の1に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。 1 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 2 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る恐れがあるとき。 3 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認めるとき。 北海道海面漁業調整規則第22条（許可等についての適格性） 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 1 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること 2 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至る恐れがあること。 2 「貝殻島周辺海域におけるこんぶ漁業の承認に関する取扱方針」
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 0日・月 協議機関 0日・月 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第43条
許認可等の種類	漁場内の岩礁破碎等の許可
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第43条 知事が水産動植物の保護培養上必要と認めて指定した海岸、第42条に規定する禁止区域、第34条に規定する保護水面又は漁業権の設定されている漁場内において、岩礁、岩石若しくは沈船を破碎し、又は岩石若しくは土砂を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため設定しない。
標準処理期間	総期間 20日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 0日・丹 協議機関 0日・丹 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第45条
許認可等の種類	特別採捕許可又は特別採捕許可証の記載事項の変更の許可
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第45条第1項、第7項 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、知事の許可を受けた者が行う試験研究、教育実習又は増殖用の種苗（種卵を含む。）の自給若しくは供給のための水産動植物の採捕については、適用しない。 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	別添「海面特別採捕許可取扱要領」
標準処理期間	総期間 28日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 18日・丹（関係都府県経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 10日・丹（水産林務部水産局漁業管理課許可グループ、サケマス・遊漁内水面グループ、国際漁業グループ）
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ（電話番号：内線28-376） 国際漁業グループ（電話番号：内線28-425）
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ（電話番号：内線28-372） サケマス・遊漁内水面グループ（電話番号：内線28-376） 国際漁業グループ（電話番号：内線28-425）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道海面漁業調整規則
根拠条項	第45条
許認可等の種類	特別採捕許可又は特別採捕証の記載事項の変更の許可
法令の定め	北海道海面漁業調整規則 第45条 第1項 この規則のうち、水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、知事の許可を受けた者が行う試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の自給若しくは供給（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕については、適用しない。 第7項 第1項の許可を受けた者はが許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	海面特別採捕許可取扱要領について（平18年3月29日付け漁管第1977号）
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 0日・丹 協議機関 0日・丹 処分機関 20日・丹
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第13条
許可等 の種類	許可の内容の変更許可
法令の定め	北海道内水面漁業調整規則第13条 (許可の内容の変更許可) 第13条 漁業の許可を受けた者は、当該許可の内容について変更しようとするときは、別記第5号様式による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	① 北海道内水面漁業調整規則 (許可をしない場合) 第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可をしない。 (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。 (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。 ② 小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業「貝けた網漁業」)の許可に関する取扱方針
標準処理期間	総期間 20日・丹(注: 休日は含まない。) 経由機関 0日・丹 協議機関 日・月 処分機関 20日・丹
処分担当課	留萌振興局産業振興部水産課 オホーツク総合振興局産業振興部水産課
申請先等	留萌振興局産業振興部水産課 オホーツク総合振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	留萌振興局産業振興部水産課 オホーツク総合振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第26条
許認可等の種類	水産動植物の採捕の許可（採捕の区域が2以上の総合振興局等の所管区域にわたるもの及び許可の申請者が道外に住所を有するものに係るもの）
法令の定め	北海道内水面漁業調整規則 第26条 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物の採捕をしようとする者は、漁具又は漁法ごとに、知事の許可を受けなければならない。 ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第129条の規定による遊漁規則に基づいて採捕する場合は、この限りでない。
審査基準	申請の内容等により個別の判断が必要であり、一般的な審査基準を定めることが不適当であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 28日・丹（注：休日は含まない。） 経路機関 18日・丹（（総合）振興局経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 10日・丹（水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ）
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ（電話番号：011-204-5485）
申請先	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第26条
許認可等の種類	水産動植物の採捕の許可
法令の定め	北海道内水面漁業調整規則 (水産動植物の採捕の許可) 第26条 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は漁具又は漁法ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第129条の規定による遊漁規則に基づいて採捕する場合はこの限りでない。
審査基準	内水面における水産動物の採捕許可に関する取扱方針
標準処理期間	総期間 20日・丹(注: 休日は含まない。) 経由機関 0日・丹 協議機関 0日・丹 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第34条第1項
許認可等の種類	水産動植物の採捕の許可内容の変更の許可(採捕の区域が2以上の総合振興局等の所管区域にわたるもの及び許可の申請者が道外に住所を有するものに係るもの)
法令の定め	北海道内水面漁業調整規則 (許可の内容の変更許可) 第34条第1項 採捕の許可を受けた者は、当該採捕の許可の内容について変更しようとするときは、別記第9号様式による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	申請の内容等により個別の判断が必要であり、一般的な審査基準を定めることが不適當であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 28日・丹(注:休日は含まない。) 経路機関 18日・丹((総合)振興局経由) 協議機関 日・月( ) 処分機関 10日・丹(水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ(電話番号:011-204-5485)
申請先	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課(電話番号: )
問い合わせ先	同上(電話番号: )
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第34条第1項
許可等 の種類	許可内容の変更の許可
法令の定め	北海道内水面漁業調整規則 (許可内容の変更の許可) 第34条 採捕の許可を受けた者は、当該採捕の許可の内容について変更しようとするときは、別記第9号様式による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	内水面における水産動物の採捕許可に関する取扱方針
標準処理期間	総期間 20日・丹(注: 休日は含まない。) 経由機関 0日・丹 協議機関 0日・丹 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第50条第1項
許認可等の種類	砂れき等の採取許可
法令の定め	北海道内水面漁業調整規則 第50条第1項 漁業権の設定されている漁場内又は第47条第1項若しくは第2項に規定する禁止区域若しくは保護水面内において、砂れき、土又は岩石（以下「砂れき等」という。）を採取しようとする者は、別記第11号様式による申請書を提出し、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	処分先例がなく、当面申請が見込まれないものであり、具体的な判断基準を定めるための検討資料が皆無のため、申請があった場合に検討することが適当と判断されることから、設定していない。
標準処理期間	事例が蓄積してから検討することが適当と判断されることから設定していない。
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第 5 2 条第 1 項
許認可等の種類	特別採捕許可(さけ及びますを採捕の対象とするもの、保護水面、資源保護水面、2以上の総合振興局等の所管区域にまたがるもの及び許可の申請者が道外に住所を有するものに係るもの)
法令の定め	北海道内水面漁業調整規則 (試験研究等の適用除外) 第 5 2 条第 1 項 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、知事の許可を受けた者が行う試験研究、教育実習、増養殖用の種苗(種卵を含む。)の自給若しくは供給又は伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発のための水産動植物の採捕については、適用しない。
審査基準	内水面における特別採捕許可の取扱方針
標準処理期間	総期間 28日・丹(注:休日は含まない) 経路機関 18日・丹((総合)振興局経由) 協議機関 日・月( ) 処分機関 10日・丹(水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ (電話番号:011-204-5480) (電話番号:011-204-5485)
申請先	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課 (電話番号: )
問い合わせ先	同上 (電話番号: )
備考	

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第52条第8項
許認可等の種類	特別採捕許可証記載事項変更許可（さけ及びますを採捕の対象とするもの、保護水面、資源保護水面、2以上の総合振興局等の所管区域にまたがるもの及び許可の申請者が道外に住所を有するものに係るもの）
法令の定め	北海道内水面漁業調整規則 (試験研究等の適用除外) 第52条第8項 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	内水面における特別採捕許可の取扱方針
標準処理期間	総期間 28日・丹（注：休日は含まない。） 経路機関 18日・丹（(総合)振興局経由） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 10日・丹（水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ）
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課サケマス・遊漁内水面グループ（電話番号：011-204-5485） （電話番号：011-204-5480）
申請先	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道内水面漁業調整規則
根拠条項	第52条第1項、第8項
許認可等の種類	特別採捕許可又は特別採捕許可証記載事項変更許可
法令の定め	北海道内水面漁業調整規則 (試験研究等の適用除外) 第52条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、知事の許可を受けた者が行う試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の自給若しくは供給(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕については、適用しない。 8 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	内水面における特別採捕許可の取扱方針
標準処理期間	総期間 20日・丹(注:休日は含まない。) 経由機関 0日・丹 協議機関 0日・丹 処分機関 20日・丹
処分担当課	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	「タラバ」蟹類採捕取締規則
根拠条項	第4条
許認可等の種類	原則採捕禁止の蟹の製品化に対する許可
法令の定め	「タラバ」蟹類採捕取締規則 第4条 第二条の各号に掲ぐる蟹又は前条の卵は販売の目的をもって製品となすことを得ず。但し第二条但し書きに該当する蟹にして北海道において製品と為すものについては北海道知事の許可を受けたる場合に限りこれを罐詰以外の製品と為すことを得。
審査基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているため、審査基準の設定はしていない。 処理期間については処分先例がなく、当面申請が見込まれないものであり、具体的な処理期間を定めるための検討資料が皆無のため、事例の蓄積から検討することが適当と判断されることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経路機関 日・月 ((総合) 振興局経由) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 (水産林務部水産局漁業管理課許認可グループ)
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 許認可グループ (電話番号：内線28-372)
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	小型漁船の総トン数の測度に関する政令
根拠条項	第1条第1項及び第3項
許認可等の種類	小型漁船の総トン数の測度、改測
法令の定め	小型漁船の総トン数の測度に関する政令 第1条第1項及び第3項 総トン数20トン未満の漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船（国土交通省令で定める船舶を除く。以下「小型漁船」という。）の所有者は、当該船舶を航行の用に供するときは、あらかじめ、当該船舶の所在する場所をその区域とする都道府県を統括する都道府県知事又は当該船舶の所在する場所を管轄する国土交通省令で定める行政官庁の行う船舶の総トン数の測度を受けなければならない。 3 小型漁船の所有者は、当該船舶の総トン数を変更したときは、その日から14日以内に第1項に規定する都道府県知事又は行政官庁に対し、船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。
審査基準	「船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年5月6日法律第40号）」、「船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和56年11月10日運輸省令第47号）」、「小型漁船の総トン数の測度に関する省令（昭和28年8月31日運輸省令第46号（平成14年題名改正）」及び「小型漁船の総トン数の測度に関する政令に基づく法定受諾事務の処理基準等について（平成14年3月25日国海査第627号）」によるものとする。
標準処理期間	総期間 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（（総合）振興局産業振興部水産課）
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	海洋水産資源開発促進法
根拠条項	第13条第1項
許認可等の種類	資源管理協定が適当である旨の認定
法令の定め	海洋水産資源開発促進法 第13条第1項、第14条、第18条 海洋水産資源開発促進法施行令 第7条、第8条、第10条、第11条 海洋水産資源開発促進法施行規則 第6条第1項
審査基準	資源管理協定の認定に当たっては、次の基準に照らして審査する。 1 海洋水産資源開発促進法第3条に基づき農林水産大臣が定める海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針に合致するものであること 2 不当に差別的でないこと 3 関係法令等に違反するものでないこと 4 協定の対象となる漁業の種類ごとに当該協定の対象となる海域において当該種類の対象となる漁業を営む者の相当部分が当該協定に自ら参加し、又は当該協定に参加している団体の直接若しくは間接の構成員となっていること 5 資源管理協定に違反した場合の措置等が資源管理協定に参加している漁業団体等に過重な負担を課すものでないこと
標準処理期間	総期間 45日・丹(注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 45日・丹(知事(水産林務部水産局漁業管理課資源管理グループ))
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ(電話番号: 011-231-4111(内線28-361))
申請先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ(電話番号: 011-231-4111(内線28-361))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ(電話番号: 011-231-4111(内線28-361))
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	海洋水産資源開発促進法施行令
根拠条項	第9条第1項
許認可等の種類	認定資源管理協定変更の認定
法令の定め	海洋水産資源開発促進法 第14条、第18条 海洋水産資源開発促進法施行令 第9条、第10条、第11条 海洋水産資源開発促進法施行規則 第6条
審査基準	資源管理協定変更の認定に当たっては、次の基準に照らして審査する。 1 海洋水産資源開発促進法第3条に基づき農林水産大臣が定める海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針に合致するものであること 2 不当に差別的でないこと 3 関係法令等に違反するものでないこと 4 協定の対象となる漁業の種類ごとに当該協定の対象となる海域において当該種類の対象となる漁業を営む者の相当部分が当該協定に自ら参加し、又は当該協定に参加している団体の直接若しくは間接の構成員となっていること 5 資源管理協定に違反した場合の措置等が資源管理協定に参加している漁業団体等に過重な負担を課すものでないこと
標準処理期間	総期間 45日・丹(注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 45日・丹(知事(水産林務部水産局漁業管理課資源管理グループ))
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ(電話番号: 011-231-4111(内線28-361))
申請先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ(電話番号: 011-231-4111(内線28-361))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ(電話番号: 011-231-4111(内線28-361))
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
根拠条項	第13条第2項
許認可等の種類	特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定の認定
法令の定め	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第13条、第14条 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令 第4条、第6条 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則 第7条、第8条第1項
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-354))
申請先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-354))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-354))
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令
根拠条項	第5条第1項
許認可等の種類	認定協定の変更の認定
法令の定め	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第14条第2項 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令 第5条第1項及び第2項、第6条 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則 第8条
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-354))
申請先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-354))
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-354))
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	水産資源保護法
根拠条項	第18条第1項
許認可等の種類	水産資源保護法に基づき指定された保護水面区域内で行う工事の許可
法令の定め	水産資源保護法 第18条第1項 保護水面の区域内で埋立若しくは浚渫の工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事を行う者は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	保護している水産動植物に対する影響により、許可の判断を行っている。
標準処理期間	総期間 40日・丹(注:休日は含まない。 経由機関 日・月 協議機関 日・月( ) 処分機関 40日・丹( )
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律
根拠条項	遊漁船業の適正化に関する法律 第5条
許認可等の種類	遊漁船業者の登録
法令の定め	<p>第三条（遊漁船業者の登録）  遊漁船業を営もうとする者は、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>第四条（登録の申請）  前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下「遊漁船業者の登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。（以下略）</p> <p>第五条（登録の実施）  都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。（以下略）</p>
審査基準	設定 （「遊漁船業の適正化に関する法律事務取扱要領」（平成15年8月27日付け漁指第210号））
標準処理期間	総期間 10日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 10日・丹（（総合）振興局産業振興部水産（林務）課）
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課 （電話番号： ）
申請先	同上 （電話番号： ）
問い合わせ先	同上 （電話番号： ）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律
根拠条項	遊漁船業の適正化に関する法律 第6条
許認可等の種類	遊漁船業者の登録の拒否
法令の定め	<p>第六条（登録の拒否）</p> <p>都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～九 略</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>
審査基準	<p>設定</p> <p>(「遊漁船業の適正化に関する法律事務取扱要領」(平成15年8月27日付け漁指第210号))</p>
標準処理期間	<p>総期間 10日・丹(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月( )</p> <p>協議機関 日・月( )</p> <p>処分機関 10日・丹((総合)振興局産業振興部水産(林務)課)</p>
処分担当課	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課 (電話番号: )
申請先	同上 (電話番号: )
問い合わせ先	同上 (電話番号: )
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律
根拠条項	遊漁船業の適正化に関する法律 第20条
許認可等の種類	遊漁船業団体の指定
法令の定め	<p>法第二十条（指定） 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、遊漁船業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同条各号に掲げる業務を行う者（以下「遊漁船業団体」という。）として指定することができる。</p> <p>省令第十五条（遊漁船業団体の指定の申請） 法第二十条の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。（以下略）</p>
審査基準	<p>設定 （「遊漁船業の適正化に関する法律事務取扱要領」（平成15年8月27日付け漁指第210号））</p>
標準処理期間	<p>総期間 53日・丹（注：休日は含まない。）          経由機関 10日・丹（（総合）振興局経由）          協議機関 20日・丹（部内関係課、経済部）          処分機関 23日・丹（水産林務部水産局漁業管理課カマス・遊漁内水面グループ）</p>
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課カマス・遊漁内水面グループ（電話番号：011-204-5485）
申請先	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課（電話番号：）
問い合わせ先	同上（電話番号：）
備考	